

入札公告

久留米市公告第 70 号

宮ノ陣クリーンセンター清掃業務委託について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 5 年 2 月 8 日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名： 宮ノ陣クリーンセンター清掃業務委託
- (2) 履行場所： 宮ノ陣クリーンセンター地内
- (3) 業務内容： 別紙「宮ノ陣クリーンセンター清掃業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間： 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 入札予定価格： 32, 256, 000 円（税抜き）※履行期間にかかる総額
- (6) 最低制限価格： 24, 192, 000 円（税抜き）※履行期間にかかる総額
- (7) 支払い条件： 月払い ※前払金（無し） 部分払（無し）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。
 - ① 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有すること。
 - ② 久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和 50 年 4 月 1 日久留米市規則第 9 号）第 16 条第 3 項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が登載されている者であること。
 - ③ 名簿に申請業種として、建物清掃が「登録」で登載されている者であること。
 - ④ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）」第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
 - ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止措

置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

(3) 前2項に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（協同組合で入札参加した場合、当該組合の構成員は入札参加できない。）

(4) 欧州連合等の供給者の入札参加に関する事項

① この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

② 特例政令に規定する欧州連合等の供給者にあつては、上記「2 入札に参加する者に必要な資格」の(1)①に掲げる要件を満たすことを要しない。

③ 特例政令に規定する欧州連合等の供給者であつて、久留米市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者がこの競争入札への参加を行おうとする場合は、競争入札参加資格申請書（業務委託用）（以下「審査申請書」という。）を提出すること。

④ 「審査申請書」の様式は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

⑤ 審査申請書の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和5年2月10日（金）17時必着

場所 久留米市城南町15番地3

久留米市役所13階 久留米市総務部契約課

方法 郵送又は持参（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて、期間内に指定場所へ郵送すること。）

3 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

郵送は、一般書留又は簡易書留にて、下記の提出期限までに指定場所へ郵送すること。

入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ 入札書（様式第５号）

（２）提出期限

令和５年２月２７日（月）必着

（３）提出先（宛先）

１７ 事務局

（４）郵送による提出方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、イ．入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちアを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

4 入札の辞退等

郵送等により提出した入札参加書類は、締切日事前であれば引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市環境部施設課（宮ノ陣クリーンセンター）に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

5 入札説明会は実施しない

6 入札者が１者であった場合においてもその入札は有効とする。

7 開札

（１）日時：令和５年３月１０日（金）１４：００

（２）場所：宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ１階 事務室

（３）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上）の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者となった者については、「２ 入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査を行い落札者を決定する。

審査の結果、必要な資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

8 落札決定の取り消し

入札参加資格申請書の提出期限から開札の時点までの期間に、落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

10 契約条項を示す場所

事務局 17

11 議会の議決

不要

12 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

13 入札の中止等

不正な入札があると認めたとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

14 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

ケ 協同組合と当該組合の構成員がどちらも入札に参加した場合、協同組合と当該組合の構成員の入札

1.5 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から 令和5年2月17日（金）12：00まで

② 受付場所：17 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

④ 質問に対する回答：

令和5年2月22日（水）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

1.6 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 提出された入札関係書類は返却しない。

(7) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

(9) 久留米市の各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約は解除されることがある。この場合において、落札者は、契約解除により生じた損害の賠償を久留米市に請求することができない。

1.7 問い合わせ先（事務局）

久留米市 環境部施設課宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ1階事務室

住所：〒839-0805

福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島2225

電話：0942-27-5371

FAX：0942-27-5443

Eメール：myjclean@city.kurume.lg.jp